



令和5年6月21日

内閣府政策統括官（防災担当）

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（和歌山県）

1. 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害について、和歌山県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
海南市 (かいなんし)	6月2日	第1条第1号	—	—	180以上
紀美野町 (きみのちょう)	6月2日	第1条第6号	2以上	—	—
九度山町 (くどやまちょう)	6月2日	第1条第6号	2以上	—	—

注：上記の数値は令和5年6月21日（水）9時00分現在の和歌山県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村）及び第6号（支援法施行令第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）で、その自然災害により5以上（人口5万未満の市町村は2以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

※1 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害では、茨城県において支援法を適用。

※2 海南市の人口は48,369人（令和2年国勢調査による）であり、人口30,000人以上50,000人未満であることから滅失60世帯以上で第1号に該当。
（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

※3 紀美野町は人口8,256人、九度山町は人口3,856人（令和2年国勢調査による）であり、人口50,000人未満であることから、それぞれ全壊2世帯以上で第6号に該当。

（和歌山県においても同時発表。）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
宮下、津軽、北島

TEL 03-5253-2111（内線51279）

03-3503-9394（直通）